

再発防止策一覧表

調査委員会からの提言	調査委員会からの提言を踏まえた再発防止策	実施時期
<p>1 業務執行体制の強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の状況に応じた組織体制の構築や適正な人員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○支社及び保全・サービスセンターの組織体制の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・特定更新等事業及び耐震補強工事等については、支社に構造技術チームを設置し、保全・サービスセンターで実施していた積算及び設計等に係る業務を一元化する。 ○事務所への人員配置の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・若手社員の事務所への配置については、各事務所の担当部署の人員構成、業務量状況を考慮して配置する。 ・新入社員の新任配置前の研修を強化する。 ○保全・サービスセンター組織の更なる有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ・所長は、保全・サービスセンターのフラットな組織特性を十分に活かし、業務が最適化・平準化されるように業務配分をマネジメントする。 	<p>実施済み</p>
<p>2 施工管理業務の適正化について</p>		
<p>(1) 発注者側における適正な運用</p> <p>①施工管理業務の業務範囲の明確化と適正運用</p> <p>②施工管理業務の運用状況のチェック</p> <p>③不適切運用があった場合の是正措置</p> <p>④施工管理業務の契約期間の適正な運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○施工管理業務の業務範囲の明確化と適正運用 <ul style="list-style-type: none"> ・施工管理員の実施すべき業務及び実施できない業務について、詳細かつ明確に共通仕様書に規定する。 ・社員に、施工管理業務の契約内容を再認識させ、契約外業務の実施を指示しないことを再周知する。 ○施工管理業務の運用状況の点検実施及び是正 <ul style="list-style-type: none"> ・施工管理業務の運用状況（契約外業務の実施の有無等）を監督員が定期的に点検し、不適切運用があった場合には支社に報告するとともに、速やかに是正措置を執る。 ○施工管理業務の契約年数に関する上限の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・施工管理業務の契約を継続する上限年数を基本契約書に規定する。 	<p>平成30年3月末迄</p>
<p>(2) 受注者側における履行の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供給接待等を受けることを禁止する規定の新設 ・ コンプライアンス違反があった場合のペナルティ規定の新設 ・ 受注者によるコンプライアンス教育実施の義務化 ・ 発注者による管理技術者の所属確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 供給接待等の禁止事項の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工管理員と工事業者等との関係における禁止行為（供給接待等）を共通仕様書に規定する。 ○ 損害賠償規定の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報漏えい等、コンプライアンス違反が発生した場合のペナルティ（損害賠償請求等に応じなければならない）について契約書に規定する。 ○ コンプライアンスに関する教育及び実施報告の義務化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工管理業務の受注者によるコンプライアンスに関する教育の実施及び監督員への実施報告の義務付けを共通仕様書に規定する。 ○ 管理技術者の所属確認の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理技術者届の提出時に、その所属（直接雇用）が証明できる書類を併せて提出することを共通仕様書に規定する。 	<p>平成30年3月末迄</p>
<p>3 情報セキュリティ対策の強化について</p>		
<p>(1) 電子認証鍵の管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子認証鍵貸借禁止のための物理的な対応 社員への貸借禁止の再徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○電子認証鍵の貸借の禁止の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・積算システムにおいて、パソコン番号と個人に貸与している電子認証鍵情報との照合による、アクセス可否機能を追加する。 ・社員及び施工管理員に貸与している電子認証鍵の貸借禁止について再周知する。 	<p>実施済み</p> <p>平成30年3月末迄</p>
<p>(2) 入札契約情報の管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計書のシステムデータの電子データ化の禁止の徹底 入札契約情報の管理ルールや共有フォルダの使用ルールの厳格化 	<ul style="list-style-type: none"> ○システムデータの出力制限 <ul style="list-style-type: none"> ・積算システムのデータ出力にて、共有を目的とした電子データへの変換禁止について再周知する。 ○入札契約情報の管理ルールの厳格化 <ul style="list-style-type: none"> ・設計金額、調査基準価格、入札参加予定者名などの入札契約情報の管理方法及び管理責任者について、現行ルールを見直す（明確化・細分化）。 ○共有フォルダの使用ルールを厳格化し運用を徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有者が限定されている情報を、情報共有者以外の者が閲覧可能な共有フォルダに保存しないことを情報セキュリティ規程類に規定する。 ・セキュリティ担当者等は共有フォルダの運用状況を確認する。 	<p>平成30年3月末迄</p>

調査委員会からの提言	調査委員会からの提言を踏まえた再発防止策	実施時期
(3) 社内LANへのアクセス制限 ・施工管理員に提供すべき情報とそうではない情報の区分 ・施工管理員に提供すべきではない情報については、施工管理員が社内LANを介してアクセスできない物理的対策	○施工管理員の社内LANへのアクセス制限 ・社内LANを介してアクセスする情報について、施工管理員への共有の有無を分類する。 ・施工管理員へ共有しない情報については、アクセス制限機能を設定する。	実施済み
(4) 執務環境の改善による情報セキュリティ対策 ・施工管理員の執務室のセキュリティ確保のための改善	○執務環境の改善 ・全事務所における施工管理員の執務室の状況を確認する。 ・施工管理業務の受注者に貸与する執務室について、入退室者を制限・管理可能なセキュリティ設備を設置する。	実施済み 平成29年12月末迄
	○工事業者等への再要請 ・資格登録企業に対し、入札契約手続き期間における社員及び施工管理員への接触禁止及び執務室への無断入室の禁止について再周知する。	平成30年3月末迄
4 その他調査の中で判明した不適切事案への対応の在り方について		
(1) X社社員Aによるその他の情報漏えいについて ・コンプライアンス違反があった場合のペナルティ規定の新設 ・受注者によるコンプライアンス教育実施の義務化 ・技術提案書等の重要書類の管理の方法等の見直し	○損害賠償規定の新設（再掲） ○コンプライアンスに関する教育及び実施報告の義務化（再掲） ○入札契約情報の管理ルールの厳格化（再掲）	
(2) 施工管理業務契約の不適正な運用について ・施工管理員が1人で管理技術者を兼務することを禁止する旨のルール化 ・施工管理業務契約を監督する社員に対する教育の徹底	○請負契約における労働者1名契約の禁止 ・施工管理業務契約における施工管理員が1人で管理技術者を兼任することの禁止について、規定する。	平成30年3月末迄
	○管理技術者以外の施工管理員への業務指示の禁止及び施工管理員の労務管理の禁止 ・管理技術者以外の施工管理員に業務を指示しないことを、社員に再周知する。 ・施工管理員に対する時間外命令、休日出勤命令、スケジュール管理等を行わないことを、社員に再周知する。	
5 NEXCO中日本社員のコンプライアンス意識の徹底について	○本件事件の全社員への周知によるコンプライアンス意識の徹底 ・全社キャラバンを実施し、本件事件に関する調査報告書の内容及び再発防止策の内容を説明することにより、コンプライアンス意識の徹底を図る。	平成30年3月末迄
	○コンプライアンス・タイムの活用 ・入札契約に係る法令や公正さの確保の重要性等をテーマとするコンプライアンス・タイムを実施する。	
	○社員研修の実施 ・入札契約に係る法令順守等をテーマとするeラーニングを実施する。	
	○講習会の実施 ・入札談合等関与行為防止法に関する講習会を実施する。	
	○発注者綱紀保持規程の制定 ・発注機関として適正な発注事務を執行するために必要な法令や社内ルールの基本原則等について、網羅的に定めた発注者綱紀保持規程及び同マニュアルを整備し、社員説明会を実施する。	平成30年3月末迄